

令和2年3月清須市議会定例会会議録

令和2年2月26日、令和2年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
総務部次長兼防災行政課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
健康福祉部次長兼健康推進課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
企画政策課長
財政課長
税務課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
社会福祉課長
高齢福祉課長
土木課長
都市計画課長
上下水道課長

栗本和宜
河口直彦
永湊貴徳
吉田敬
加藤秀樹
三輪晃司
丹羽久登
石田隆
加藤久喜
佐古智代
山下雅也
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
渡辺由利子
三輪好邦
伊藤嘉規
篠田敬幸
島津行康
北神聖久
葛山悟
日比野鋭治
鹿島康浩
古川伊都子
飯田英晴
長谷川久高
菅野淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	楢	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	近	藤	修	好
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課課長補佐	川	村	幸	一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 施政方針について
- 日程第 5 議案第 1 号 令和 2 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 6 議案第 2 号 令和 2 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 7 議案第 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 8 議案第 4 号 令和 2 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 2 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 2 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 11 議案第 7 号 清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12 議案第 8 号 清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 13 議案第 9 号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第 14 議案第 10 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 15 議案第 11 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 清須市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）案
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (久野 茂君)

それでは、定刻になりましたので、令和2年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、8番小崎議員並びに9番飛永議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの28日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

この議員活動状況報告書の中で主なものにつきましては、2月7日に名古屋市において愛知県市議会議長会定期総会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年11月分及び12月分の例月出納検査の結果について、また、同法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書が議長あてに提出されておりますので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、施政方針を議題といたします。

令和2年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

令和2年3月清須市議会定例会の開会に臨み、来る令和2年度の市政運営につきまして私の基本的な考え方である施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

まずもって、ペーパーにはございませんが、新型コロナウイルスの件につきまして、国内感染が続いているということで大変心配いたしているところでございます。昨日、政府が基本方針を発表いたしました。市では、現在、公共施設におきまして手指消毒の徹底を行っているところでございますが、市職員の時差通勤を行うとともに、市の行事の開催の必要性の検討なども指示をいたしているところでございます。引き続き、感染リスクの低減に向け尽力をまいります。

同時に、市民の皆様には適切な情報をお伝えすることで混乱が起きないように努めてまいります。そして、一日も早い終息を願っているところでございます。

さて、私が市長に就任してから約2年半が経過し、この間、市政のあらゆる分野にスピード感を持って全力で取り組んでまいりました。選挙で掲げた公約はその多くが実現のめどが立ち、力強い清須の実現に向け、市政を着実に推し進めることができているものと考えております。これもひとえに、議員各位を始め市民の皆様、関係者の皆様のご支援、ご協力のたまものと心より厚く御礼を申し上げます。

さて、本市を取り巻く状況を見ますと、全国的に少子高齢化が進展し、人口減少社会に移行する中、本市は人口が伸び続けている数少ない元気な地域であります。しかしながら、本市においても高齢化率は徐々に上昇しており、今後、人口は減少局面に入っていくことが見込まれております。将来にわたり都市の活力を維持していくためには、今を生きる私たちが未来をしっかりと見据えながらまちづくりを進めていかなければなりません。

また、本市の財政状況に目を向けますと、人口増加に伴う好循環が生まれていることもあり、歳入の根幹となる個人市民税や固定資産税は安定的に推移しています。

一方で、経常収支比率は高い水準を推移しており、財政の硬直化が懸念される他、高齢化の進展等による社会保障関係費の自然増が見込まれております。加えて、大規模な施策事業の実施やインフラ等の維持管理に係る経費といった財政需要に対応する必要があり、今後も厳しい財政運営が予想されます。

こうした状況の中、令和2年度予算編成に当たりましては、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分し、メリハリをきかせてまいりました。新たな令和の時代を迎え、市民生活をより豊かにするとともに、将来にわたって活力のあふれるまち「力強い清須」を実現するための予算を編成いたしました。

予算の柱立てとしましては、第2次総合計画を踏まえて7つの柱で整理しております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業についてご説明をさせていただきます。

1つ目は、安全で安心に暮らせるまちをつくるであります。

地球温暖化に伴う気候変動の影響もあって自然災害は年々激甚化しており、昨年は台風15号及び19号によって東日本を中心に甚大な被害が発生をいたしました。安全・安心は全ての基本でありますので、自然災害の脅威が増す中で、市民の皆様の安全・安心な暮らしを守るための取り組みを最優先で進めてまいります。

特に、平成12年の東海豪雨を経験した本市においては、絶えずその教訓を後世に引き継ぎ、市民と行政が一体となって災害への備えを充実させていかなければなりません。本年9月には、東海豪雨から20年を迎えます。災害の記憶を風化させず、いま一度、当時を思い起こして防災・減災の意識を高めるため、市民参加による道路側溝清掃、語り部による全小学校での大型紙芝居の読み聞かせ、記録映像を使った啓発など、機会をとらえてさまざまな事業を行ってまいります。

都市型水害に対応するためのハード面の整備では、雨水排水対策として、土田排水区及び水場川右岸排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場の改築・更新とともに、県施行の五条川河川改修事業にあわせて西清洲ポンプ場の整備を進めてまいります。

一方で、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているこの地域では地震防災対策も急務であり、そのためには住宅の耐震化が第一であります。平成30年度末の市内の住宅耐震化率が74%という状況を踏まえて耐震改修促進計画の内容を見直し、さらなる住宅の耐震化を進めてまいります。

また、あわせて改訂する地震防災ハザードマップを活用して、市民の皆様の自助・共助に向け

た取り組みを促進してまいります。

風水害対策、地震防災対策に加えて、災害時の避難体制の充実にも取り組んでまいります。小中学校児童生徒の安全の確保のため、校内に緊急情報受信設備を整備します。また、本市の指定避難所である全ての小中学校体育館に、避難時の情報収集手段となるテレビを設置します。加えて、避難所の良好な生活環境を確保するため、新川中学校には下水道接続工事にあわせてマンホールトイレを整備します。

交通安全対策では、近年、全国的に高齢の運転者による痛ましい交通事故が多発しております。こうした事故を防ぐため、高齢者の方を対象とした後づけによる安全運転支援装置の設置費用に対する補助を行ってまいります。

2つ目は、子育てのしやすいまちをつくるであります。

平成29年に県内市町村で最も高かった本市の出生率は、平成30年も全国平均が7.4%、愛知県が8.4%のところを本市は11.0%であり、県内市町村では長久手市に継いで高い出生率となりました。このデータが示すとおり、全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本市はまさに元気なまちではありますが、この姿を将来にわたって維持していくことが重要であります。

昨年、市が行った将来人口推計では、令和7年をピークに人口減少に転じることが予想されております。この時期をできる限り後年度に遅らせるため、子育てしやすい環境をさらに充実させ、清須市が若い世代の方にとって、子どもを産み、育てたいまち、住み続けたいまちとして選ばれ、高い出生率を維持できるよう全力で取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的な負担が少子化の一因になっていることに鑑み、国は昨年10月から消費税率引き上げにあわせて幼児教育・保育の無償化を開始しました。本市においても国と歩調と合わせた無償化とともに、保育園給食費の免除対象を独自に拡充するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

この経済的負担の軽減とあわせて、子育てと仕事を両立できる環境を整えることは政策の大きな柱であります。本市では出生率が高い反面、保育の受け皿の拡大は待ったなしの状況にあります。こうした中、これまで整備を支援してきた一場保育園にかわる新たな民営の認定こども園がこの4月に開園しますが、保育ニーズのさらなる増加に対応するため、令和3年4月の開園を目指して西枇杷島地区に新設する民営の認定こども園の整備を支援するなど、引き続き、待機児童ゼロの維持に努めてまいります。

また、公立保育園においても施設整備を計画的に進め、保育環境の整備を図ってまいります。

加えて、衛生面への配慮と保護者負担の軽減の観点から、保育園児の使用済み紙おむつを保育園で処分するとともに、保育園の入所選考事務について、技術革新の著しいA Iを活用した迅速な選考を実施してまいります。

さらに、子育てのしやすい環境づくりにも努めてまいります。この4月に供用開始する西枇杷島児童センターに続き、老朽化の著しい清洲児童館については、令和4年4月の供用開始に向けて、児童センターとして建て替えを進めてまいります。

小中学校においても、引き続き校舎の長寿命化に取り組むこととし、令和元年度に予算化する学校を含め、令和2年度には3校を予定しております。

加えて、近年の猛暑に対応するため、体育館へスポットクーラーを設置し、小中学校の安全で快適な学習環境を整えてまいります。

ハード面の整備のみならずグローバル化や情報化が進展し、社会が大きく変化する中、学校教育において児童・生徒が未来を主体的に切り開く資質と能力を育んでいかなければなりません。小学校では外国語教育の充実などを盛り込んだ新たな学習指導要領が令和2年度から全面実施されますが、本市では独自に外国語指導講師を増員し、より内容を充実させてまいります。

また、令和元年度に予算化するI C T環境の整備についても、令和5年度までに全ての児童・生徒が1人1台端末機を持ち、それを活用できる環境づくりを進めてまいります。

3つ目は、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくるであります。

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが健やかに、そして自分らしく、生き生きとした暮らしを続けていけるよう、健康づくりを始めとした取り組みを進めてまいります。健康な暮らしのためには疾病を早期に発見し、治療を受けることが第一であります。より多くの方に健診を受診していただくため、指定医療機関における個別健診を拡充し、肺がん検診を新たに追加いたします。

乳幼児への感染症対策では、胃腸炎を引き起こすロタウイルスについて、本年10月からワクチンの定期予防接種を開始します。

また、聴覚障害を早期に発見し、治療につなげることができるよう新生児への聴覚検査を実施してまいります。

高齢者福祉、障害者福祉の充実に向けた取り組みについても注力してまいります。

西春日井2市1町の協力のもと、社会福祉法人西春日井福祉会において北名古屋市内に（仮称）第6特別養護老人ホームが令和4年度の開設に向けて、また、障害者日中サービス支援型グループホームが令和3年度の開設に向けて整備されることとなります。高齢者や障害者を支えていく

ため、本市としてもしっかりと取り組んでまいります。

人口増加が続いており、比較的恵まれた状況にある本市においても、人口推計によると高齢化率は今後上昇を続け、令和27年には65歳以上の人口が約30%になることが見込まれています。こうした中、高齢者が元気に地域で自立した生活が送れるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を始めとする取り組みの充実を図ってまいります。

また、高齢者福祉、障害者福祉の両施策の指針としている現在の高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害者福祉計画、障害児福祉計画について、令和3年度から始まる新たな計画の策定に着手してまいります。今後必要となるサービス量を的確に補足するとともに、それらを充足するための方策を確実に計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

国民健康保険につきましては、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、制度を安定的に運営していくことが重要であります。被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう配慮しつつ、受益者負担の適正化を行い、制度の安定化を図ってまいります。

4つ目は、便利で快適に暮らせるまちをつくるであります。

斎苑の整備につきましては、周辺地区の皆様のご理解、ご協力により、令和2年度は斎苑施設本体の建設を進めるとともに火葬炉の設置を行います。同時に、周辺の環境改善も進めてまいります。令和3年度の供用開始に向けて五条広域事務組合、あま市とともに、斎苑整備事業及び周辺環境改善事業につきまして、地元の皆様のご理解、ご協力を得ながら確実に推進をしてまいります。

本市が将来の人口減少等の中でもさらなるまちの発展を遂げる上では、計画的な都市基盤の整備により、都市機能をさらに高めていくことが欠かせません。名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、将来的な道路等の整備を見据えつつ、令和5年度末をめどに仮線用地の買収に取り組んでまいります。地権者の方々への丁寧な説明を心がけ、事業へのご理解、ご協力をいただけるよう全力を尽くしてまいります。

また、現在4カ所で行われております土地区画整理事業につきましても、早期の完了を目指してまいります。

地域内の幹線道路につきましては、市民の皆様が長年待ち望んでおられました桃栄跨線橋が令和2年度末に開通する予定であります。これにあわせて都市計画道路清須新川線について、五条川左岸堤防道路へ接続する道路整備を進めてまいります。

この他、枇杷島橋や清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につきましても国・県等と連携し

て取り組んでいくとともに、地元要望についてもしっかりと伝えてまいります。

また、県の河川改修事業に伴って実施している船舩橋及び白弓橋の架け替えについても、早期の供用開始を目指して整備を進めてまいります。

都市機能を高め、快適なまちをつくるためには、緑と触れ合う憩いと潤いの空間づくりも必要であります。西田中地区に新設する都市公園については、令和2年度中の供用開始を目指して整備を進めてまいります。

下水道事業につきましては、令和元年度から企業会計に移行し、経営や資産等の状況がこれまで以上に正確に把握できるようになりました。あわせて、投資期間が長期にわたることから、経営状況を中長期的に見通した経営戦略に基づく検証を絶えず行うことにより、将来にわたって安定した下水道サービスを提供してまいります。

5つ目は、魅力に満ちた活力のあるまちをつくるであります。

本市のシンボルであり、観光の拠点であります清洲城は、令和元年度に引き続き、長寿命化等改修工事を行ってまいります。

令和2年度からは、本市の新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートし、地方創生の次のステージに入っております。将来にわたって活力あるまちをつくることを目指す地方創生の取り組みについて、本市の強みである交通利便性や豊かな歴史資源、観光資源などを生かして、市域内での消費が拡大し、循環する環境をつくり、経済効果を生み出すことを大きな目標として掲げました。

この目標を達成すべく、国の支援措置を最大限に活用し産業と観光の振興の観点から、一体的な政策パッケージとして事業を展開してまいります。まずは、事業全体の推進に当たり、市内の事業者の皆様や商工会、観光協会などの関係機関との連携を図るための場づくりを行い、市が丸となって事業を推進する体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光誘客の促進であります。

これまでボランティア武将隊の結成など、さまざまな清洲城への誘客促進策を実施してまいりましたが、新たなステップとして、清洲城を核とした観光地域づくりを進めてまいります。

具体的には、市内異業種の交流を通じ特産品やコンテンツの開発を検討するとともに、市の魅力を効果的に発信できるよう情報発信力の強化を図ってまいります。

また、経済効果を生み出すためには、清洲城を訪れる観光客が市内を周遊し、店舗に立ち寄っていただくことによる観光消費の拡大という視点が欠かせません。本年秋に予定されている、あ

いち朝日遺跡ミュージアムの開館を契機として、市への観光客の増加も見込まれることから、清洲城を核とした周遊観光の推進はまさに今が絶好の機会であります。このため、清洲城周辺にレンタサイクルの拠点を整備し、リニューアルして運営を行ってまいります。

6つ目は、豊かなこころとからだをはぐくむまちをつくるであります。

本年11月には、あいち朝日遺跡ミュージアムがオープンし、貴重な朝日遺跡の出土品が間近に見られ、歴史学習や体験学習の場としても活用される施設として大変期待をいたしているところでございます。あいち朝日遺跡ミュージアムのオープンに伴い、清洲城と連携して来場者数の相乗的な増加を目指すべく、両施設の共通入場券を作成するとともに、施設間を結ぶ遊歩道の整備や案内看板の整備を進めてまいります。

また、本年は待望の東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、3月からは聖火リレーが始まり全国各地を回ります。本市でも4月6日に清洲城広場をスタート、カルチバ新川をゴールとして聖火リレーが実施されますので、ぜひとも多くの市民の皆様の間近で見ていただき、東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運をまちぐるみで高めていきたいと考えています。

芸術活動の振興では、第10回を迎える、はるひ絵画トレエンナーレについて作品募集と審査会を実施してまいります。あわせて市内在住の小中学校を対象とするジュニア絵画トリエンナーレを開催し、児童生徒の芸術活動への関心を高めてまいりたいと考えております。

生涯学習や文化・スポーツ活動の場として市民の皆様にご利用いただいております清洲市民センター、春日公民館、アルコ清洲、カルチバ新川については、施設の老朽化に対応した整備を進めてまいります。

7つ目は、つながりを大切にすまちなつくるであります。

令和2年度からは、第2次総合計画の後期基本計画とともに、行政改革の指針であります新たな行財政改革推進プランや公共施設の今後の適正配置方針等を定める公共施設個別施設計画がスタートいたします。こうした計画に基づき、市民サービスの充実を図る取り組みを進めつつ、未来へとつながる持続可能な行財政基盤の構築に取り組んでまいります。

公約に掲げました窓口業務の民営化につきましては、民間事業者へ市民課の窓口業務の一部を本年10月から委託いたします。民間の持つ知識や経験を活用し、窓口サービスの質の向上を図ってまいります。市民からの相談対応や専門的な対応を必要とする業務には、正規職員が対応してまいりたいと考えております。

また、窓口業務に関連して性的少数者の方への配慮の観点から、市へ提出する各種申請書等について、性別欄の記載を可能な限り削除してまいります。

近年、A I などの革新的な技術が急速に進展しており、こうした技術を積極的に取り入れ、市民サービスの充実と業務の効率化の両立を図ることは、持続可能な行政運営につながるものと考えております。本市におきましても、愛知県及び県内参加市町村と共同で開発するA I 総合案内サービス及び共同利用するA I - O C R の運用を令和2年度から開始いたします。あわせて、データ入力等を自動的に処理する仕組みであるR P A についても導入してまいります。

持続可能なまちづくりのためには市民の皆様の市政に対する関心を高め、市民参加、市民協働を推進する観点からも欠かせません。このため、新たにライン公式アカウントを活用した行政情報の発信を行うとともに、道路損傷箇所等に係る情報を市民の皆様から収集する取り組みを始めてまいります。

また、多様化する行政課題に迅速に対応するため、市の執行体制の強化にも取り組んでまいります。そこで、10月に機構改革を実施し、危機管理及び財産管理部門について新たな担当課の設置を進めてまいります。

以上、令和2年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げてまいりましたが、ここにご審議をいただき令和2年度の当初予算は、一般会計282億4千万円、特別会計は3会計合計で123億6千49万7千円、企業会計は2会計合計で41億1千189万円、合わせて447億1千238万7千円となります。

このうち一般会計の予算規模は、令和元年度当初予算に対し4.2%増となり、過去最大となります。

歳入につきましては、大宗をなす市民税が個人市民税及び固定資産税の伸びが見込まれることから、122億余円となります。

市債につきましては、20億余円となっておりますが、うち地方交付税の振替措置である臨時財政対策債は、前年度と同額の7億円を計上いたしております。

一方、歳出では、会計年度任用職員制度の開始に伴う人件費の増加を始め公債費及び扶助費も前年度から増加しており、義務的経費全体では117億円を超え、過去最大となります。

投資的経費につきましては、市民の皆様への安全・安心につながる社会基盤整備の費用を確保するとともに、大規模な施策事業の実施により事業量が増大するため、前年度を約8億円上回る52億余円を計上いたしております。

今回の予算編成では、市税の伸びを上回る義務的経費や投資的経費などの歳出の増がありました。そのため、財政調整基金からの繰り入れにより財源不足が解消できたところでございますが、令和２年度当初予算編成後の財政調整基金は約１億円まで減少する見込みです。

結びに、令和２年度は昨年度末に策定した第２次総合計画の後期基本計画がスタートする年です。本市がこれからも魅力と活力にあふれ、誇れるまちとなるためには、これまでのまちづくりの歩みをとめることなく、第２次総合計画で掲げる政策・施策の推進にスピード感を持って取り組んでいくことが重要であると考えております。

私が先頭に立ち、職員が一丸となって全力を尽くしてまいりますので、議員各位を始め市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、私の施政方針いたします。

ありがとうございました。

議長（久野 茂君）

この施政方針に対し、質疑のある方は、３月２日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。

３月６日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第５、議案第１号から日程第２７、議案第２３号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、日程第５、議案第１号から日程第２７、議案第２３号までの２３議案について担当部長から内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

なお、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく３月２日正午までに発言通告書を提出していただき、３月６日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

以上のような進め方でございますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（久野 茂君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第５、議案第１号から日程第２７、議案第２３号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会に提出いたします案件は、令和２年度清須市一般会計等の予算案が６件、一部改正条例案が１２件、損害賠償の額を定め、和解することについて１件、市道路線の認定について１件、令和元年度一般会計等の補正予算案が３件でございます。

議案第１号 令和２年度清須市一般会計予算案につきまして概要を申し述べます。

歳入の大宗をなす市税については、個人市民税及び固定資産税の増収等を見込み、市税全体で過去最高額となる１２億２千８１万３千円を計上いたしました。その上で、地方交付税や地方譲与税、地方消費税交付金などの依存財源について地方財政計画の内容を参酌するとともに、補助金・基金・市債などを有効活用することにより財源の確保に努め、総額２億８千４百万円を計上いたしました。

それでは、歳出の主な内容を申し上げます。

まず、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、東海豪雨から２０年を迎えるに当たり、当時の記憶を風化させないよう、防災意識向上を図るための諸事業を実施してまいります。

次に、子育てのしやすいまちづくりに向けて、保育需要のさらなる拡大が見込まれる中、認定こども園の新規整備を支援するなど、引き続き、待機児童ゼロを維持してまいります。

さらに、小中学校において、国の令和元年度補正予算等による補助金も活用しながら、校舎の長寿命化改修を計画的に進めるとともに、情報活用能力の育成を図るため、全ての学校でネットワーク環境の整備を行ってまいります。

続いて、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりに向けて、西春日井福祉会による第６特別養護老人ホーム及び障害者日中サービス支援型グループホームの建設に向けた補助を開始してまいります。

次に、便利で快適に暮らせるまちづくりに向けては、４０年越しの念願でありました斎苑整備につきまして、来年度はいよいよ仕上げの年となります。令和３年度の供用開始に向けて、五条広域事務組合、あま市とともに周辺環境改善事業とあわせて確実に推進してまいります。

次に、魅力に満ちた活力のあるまちづくりに向けて、本年１１月開館予定のあいち朝日遺跡ミ

ュージアムとの相乗効果を目指し、清洲城を核とした周遊観光の推進を図ってまいります。

この他市民課窓口業務の一部の民間委託を本年10月から開始することとし、民間活力を有効に活用する取り組みも積極的に進めてまいります。

議案第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計予算案につきましては、県から示された事業納付金に基づき、総額58億9千971万6千円を計上いたしました。

国民健康保険税は13億3千166万2千円とし、一般会計から5億9千896万9千円を繰り入れることといたしました。

議案第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計予算案につきましては、平成30年度を始期とする第7期介護保険事業計画に基づき、総額48億5千195万3千円を計上いたしました。

議案第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、総額16億882万8千円を計上いたしました。

後期高齢者医療保険料は8億4千79万3千円とし、一般会計から7億6千731万7千円を繰り入れることといたしました。

議案第5号 令和2年度清須市水道事業会計予算案につきましては、収入では、給水収益や受託工事収益など収益的収入を2億5千363万6千円、給配水工事負担金など資本的収入を4千75万5千円計上いたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億2千299万3千円、配水設備工事費などの資本的支出を1億7千431万7千円計上をいたしました。

議案第6号 令和2年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、収入では、下水道使用料などの収益的収入を17億2千628万4千円、企業債や工事負担金などの資本的収入を15億4千509万1千円計上いたしました。

このうち一般会計からは、収益的収入に8億3千305万5千円、資本的収入には1億5千562万1千円、合わせて9億8千867万6千円を繰り入れることといたしております。

支出では、汚水・雨水管渠維持費などの収益的支出を16億5千553万7千円、汚水・雨水管渠整備費などの資本的支出を20億5千904万3千円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川流域関連清須市公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の面整備環境布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取り組みに力を注いでまいります。

議案第7号 清須市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に係る規定を整備するための一部改正でございます。

議案第8号 清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額に係る規定を追加するための一部改正でございます。

議案第9号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、印鑑の登録資格等を見直すための一部改正でございます。

議案第10号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、住民基本台帳法の一部改正による住民票の除票の写し等の交付制度の明確化に伴い、手数料の名称等を整備するための一部改正でございます。

議案第11号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、将来にわたって安定した国民健康保険の運営を継続していくための税率を改定するための一部改正でございます。

議案第12号 清須市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、性的少数者に配慮するため、申請書等の性別欄を削除するための一部改正でございます。

議案第13号 清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市公立保育所・幼稚園整備ガイドライン及び子ども・子育て審議会の検討結果を踏まえ、清須市一場保育園を廃止するための一部改正でございます。

議案第14号 清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市西枇杷島児童館の名称及び位置を変更するための一部改正でございます。

議案第15号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設を確保しないことができる経過措置を延長するなどのため、規定を整備するための一部改正でございます。

議案第16号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による土地区画整理法施行令の一部の改正に伴い、清算金に付す利子の利率を見直すための一部改正でございます。

議案第17号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、個人番号の利用事務から私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に係る事務を削除するための一部改正でございます。

議案第18号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第19号 損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 市道路線の認定につきましては、現況道路として利用されている部分を適正に管理するため、市道路線の認定をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案につきましては、国の第2次補正予算等を受け、令和2年度に予定していた小中学校長寿命化整備事業を前倒して実施するとともに、小中学校のICT環境整備を行うなど、所要の補正を行います。

また、年度内に執行が困難と見込まれる事業については繰越明許費を設定し、翌年度へ繰り越すことといたしました。

予算の総額は、既定額に8億4千815万1千円を追加し、278億5千446万7千円となります。

議案第22号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、一般被保険者の1人当たり医療費の増加に伴う療養給付費等の不足見込額を追加するとともに、今年度の保険基盤安定負担金の額の確定及び保険給付の増加により所要の補正を行います。

予算の総額は、既定額に8千622万8千円を追加し、60億8千922万8千円となります。

議案第23号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましては、介護給付費準備基金預金利子の額の確定により、所要の補正を行います。

予算の総額は、既定額に5万6千円を追加し、47億6千151万1千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明をさせますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますように

お願いを申し上げます。

議 長（久野 茂君）

それでは、日程第5、議案第1号 令和2年度清須市一般会計予算案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。

それでは、別冊の令和2年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第1号

令和2年度清須市一般会計予算

令和2年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ282億4千万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入歳出の主な内容をご説明いたします。

第1款市税は、法人税割が税率改正により減少を見込むものの、市民税52億2千268万3千円、固定資産税57億3千974万3千円、都市計画税7億7千814万1千円などにより、122億7千813万9千円を計上いたしました。

第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の内容を考慮するとともに令和元年度実績見込みをも勘案し、見積もりました。

なお、税制改正等に伴い、第6款法人事業税交付金は新規項目であり、また、第8款自動車取得税交付金は、過年度分が発生した場合の受け入れ項目設定となっております。

第13款分担金及び負担金では、斎苑施設周辺環境改善費負担金8億9千56万1千円などにより、10億6千892万8千円を計上いたしました。

3ページをお願いいたします。

第14款使用料及び手数料は、2億9千508万3千円を計上いたしました。

第15款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金4億4千356万8千円、児童手当負担金9千471万1千円、生活保護費負担金6億8千844万2千円、インフラ等整備に係る社会資本整備総合交付金10億7千617万9千円などにより、41億3千553万1千円を計上いたしました。

第16款県支出金は、障害者自立支援給付費負担金2億2千178万4千円、児童手当負担金1億8千885万3千円、福祉医療費支給費事業補助金1億9千971万2千円などにより、18億6千296万1千円を計上いたしました。

第17款財産収入は土地貸付収入などにより5千461万円を、第18款寄附金はふるさと寄附金など2千50万3千円を、第19款繰入金は財政調整基金を始め特定目的基金から繰り入れるなど、20億5千898万9千円を計上いたしました。

第20款繰越金は2億円を、第21款諸収入は学校給食費2億9千763万9千円などにより7億9千305万5千円を、第22款市債は都市計画債7億9千200万円、臨時財政対策債7億円など、20億2千100万円を計上いたしました。

それでは、続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

第1款議会費は、議会の運営その他の必要な経費として2億4千276万9千円を計上いたしました。

第2款総務費は、庁舎管理を始めとする財産の管理、基金の管理などの財産管理費1億9千161万2千円、電算管理費2億7千441万1千円、10月開始予定の窓口業務民営化費2千512万7千円を含む戸籍住民基本台帳費2億3千915万9千円などにより、22億224万6千円を計上いたしました。

第3款民生費は、特別会計への繰出金として国民健康保険特別会計繰出金5億9千896万9千円、介護保険特別会計繰出金7億4千164万9千円、後期高齢者医療特別会計繰出金7億6千731万7千円の計上、また、障害者総合支援費11億8千42万4千円、障害児通所支援費2億2千527万6千円、子ども医療費を始めとする福祉医療費7億9千206万2千円、児童手当費12億8千378万2千円、生活保護扶助費9億1千853万8千円などにより106億4千985万6千円を計上いたしました。

第4款衛生費は、予防接種費などの感染症予防費2億1千975万円、妊婦等健診診査費などの母子保健費1億1千327万9千円、また、斎苑施設費5億1千324万6千円、斎苑施設周辺環境改善費6億7千610万9千円、ごみ収集処理費9億6千364万3千円などにより32億3千959万5千円を計上いたしました。

第5款労働費は201万7千円、第6款農林水産業費は、農業委員会運営に係る経費を始め土地改良費、用排水路費など、1億9千861万8千円を計上いたしました。

第7款商工費は、中小企業金融対策費1億1千125万円、まちの観光産業にぎわいプロジェクト費1千372万2千円、清洲城整備費7千500万2千円などにより、3億6千445万9千円を計上いたしました。

第8款土木費は、ストック点検に基づき道路の維持補修を行う道路維持費2億8千852万円、清洲駅前新清洲駅北の各土地区画整理を推進するための土地区画整理費16億6千249万2千円、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業を推進する鉄道高架費10億1千452万円、下水道事業会計への支出金、負担金、補助金として9億8千867万6千円などにより、50億8千193万7千円を計上いたしました。

第9款消防費は、広域常備消防費7億2千532万8千円、消防団費、自主防災組織育成費等

のための防災対策費などにより、9億2千338万9千円を計上いたしました。

第10款教育費は、星の宮小学校校舎の長寿命化等改修に係る整備費を含む小学校整備費2億4千514万2千円や教育水準の維持向上に努めるための小学校教育振興費8千505万7千円及び中学校教育振興費1千705万3千円、計画的に改修を進めている清洲市民センター整備費4千730万円、春日公民館整備費2億3万5千円、清洲勤労福祉会館整備費1億615万5千円及び新川地域文化広場整備費5千408万2千円などにより、32億2千755万4千円を計上いたしました。

右の5ページをお願いいたします。

第11款公債費は20億7千756万円、第12款予備費は3千万円を計上いたしました。

それでは、続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

市民課証明書発行業務委託事業につきましては、住民票の写しの発行など、市民課窓口の証明書発行業務について民間委託契約をするもので、期間は令和3年度から令和5年度まで、限度額は1億2千384万9千円とするものです。

社会福祉法人西春日井福祉会障害者共同生活援助施設建設資金借入金元利償還補助金及び社会福祉法人西春日井福祉会（仮称）第6特別養護老人ホーム建設資金借入金元利償還補助金は、西春日井福祉会が整備するグループホームと特別養護老人施設の建設に補助するもので、期間と限度額はそれぞれ令和2年度から令和12年度までで7千84万9千円と、令和2年度から令和17年度までで5億6千202万9千円とするものでございます。

次に、隣の7ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

起債の目的が道路等整備事業から臨時財政対策債まで10件で、限度額の合計が20億2千100万円です。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率は4%以内、償還の方法は、政府資金及び県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができるとするものです。

令和2年度一般会計予算については、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第6、議案第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び日程第8、議案第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

一般会計・特別会計予算書及び説明書の115ページをお願いいたします。

議案第2号

令和2年度清須市国民健康保険特別会計予算

令和2年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ58億9千971万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、116ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

1款国民健康保険税は、税率改定を見込み予算編成したところ、現年課税分、滞納繰越分と合わせて前年度と比較し、672万3千円増の13億3千166万2千円を計上いたしました。

2款国庫支出金は、療養給付費等負担金過年度分及び総務費国庫補助金として351万円を計

上いたしました。

次に、4款県支出金は、主に本市の保険給付費の財源になるもので、39億4千556万5千円を計上いたしました。

6款繰入金は、職員給与等繰入金、保険基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金で、前年度と比較し、1億2千433万6千円減の5億9千896万9千円を計上いたしました。

右側117ページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

1款総務費は、総務管理費、徴収費、運営協議会費で5千824万7千円を計上いたしました。

2款保険給付費は、過去の医療費の伸び率等を考慮し、療養諸費及び高額療養費の医療費分や出産育児一時金など、39億4千405万6千円を計上いたしました。

3款国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県へ運営費として納めるもので、18億533万8千円を計上いたしました。

次に、6款保健事業費は、特定健康診査等事業とその検査結果から行う疾病の重症化予防事業及び人間ドック補助事業などで6千586万7千円を、8款諸支出金は620万4千円を計上いたしました。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、予算書及び説明書の173ページをお願いいたします。

議案第4号

令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億882万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、174ページをお願いいたします。

歳入の主な内容をご説明いたします。

1 款の後期高齢者医療保険料は被保険者が前年度より増加していることから、前年度と比較し 8 千 5 7 8 万 1 千円増の 8 億 4 千 7 9 万 3 千円を計上いたしました。

2 款の繰入金は保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金などで 7 億 6 千 7 3 1 万 7 千円を計上いたしました。

3 款繰越金は 1 千円を、4 款諸収入は 7 1 万 7 千円を計上いたしました。

続きまして、右側 1 7 5 ページをお願いいたします。

歳出の主な内容をご説明いたします。

1 款の総務費は、総務管理費及び徴収費として 1 千 5 4 9 万 1 千円を、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金、療養給付費負担金などで、前年度と比較し 1 億 1 千 6 3 9 万 4 千円増の 1 5 億 9 千 1 6 2 万円を、3 款の諸支出金は 7 1 万 7 千円を計上いたしました。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第 7、議案第 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計予算案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。よろしく申し上げます。

それでは、一般会計・特別会計予算書及び説明書の 1 4 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号

令和 2 年度清須市介護保険特別会計予算

令和 2 年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 8 億 5 千 1 9 5 万 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は、1 億

円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる金額は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、146ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入からご説明いたします。

1款介護保険料10億3千31万3千円で、1号被保険者保険料でございます。

2款使用料及び手数料4万円で、介護保険事業指定更新申請の手数料でございます。

3款国庫支出金10億1千59万6千円で、1項国庫負担金は介護給付費に係るもの、2項国庫補助金は調整交付金と地域支援事業交付金でございます。

4款支払基金交付金12億5千760万7千円で、介護給付費交付金でございます。

5款県支出金6億9千505万8千円、1項県負担金は介護給付費負担金、2項県補助金は地域支援事業交付金です。

6款財産収入、基金預金利子の窓口計上でございます。

7款繰入金は8億5千833万3千円、1項は一般会計からの繰入金、2項は介護給付費準備基金からの繰入金です。

8款繰越金及び9款諸収入は、各項の受け入れのための窓口計上でございます。

次に、右のページ、歳出でございます。

1款総務費1億1千701万2千円、1項総務管理費は職員人件費や事務費等の一般管理費、2項徴収費は賦課徴収に係る費用、3項介護認定審査会費は委員報酬、認定調査費等、4項は趣旨普及費を計上いたしました。

2款保険給付費45億2千955万8千円は、1項介護サービス費等、2項その他諸費、3項高額介護サービス費、4項特定入所者介護サービス費までの分でございます。

3款地域支援事業費2億237万7千円で、総合事業として介護予防事業及び包括支援事業等

を計上いたしました。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として窓口計上でございます。

4 款諸支出金は 2 0 0 万 5 千円で、償還金及び還付加算金、繰出金でございます。

6 款予備費は、前年度同様 1 0 0 万円を計上いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（久野 茂君）

ここで 1 0 時 5 0 分まで休憩といたします。

（ 時に午前 1 0 時 3 7 分 休憩 ）

（ 時に午前 1 0 時 5 0 分 再開 ）

議 長（久野 茂君）

休憩前に続き、議会を始めます。

次に、日程第 9、議案第 5 号 令和 2 年度清須市水道事業会計予算案及び日程第 1 0、議案第 6 号 令和 2 年度清須市下水道事業会計予算案の 2 案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

別冊の令和 2 年度水道事業会計予算の 2 ページ、3 ページをお開きください。

議案第 5 号

令和 2 年度清須市水道事業会計予算

総則

第 1 条 令和 2 年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（ 1 ） 給水戸数 3 千 7 9 3 戸

（ 2 ） 年間総配水量 1 0 4 万 6 千 7 8 7 m³

（ 3 ） 1 日平均給水量 2 千 8 6 8 m³

（ 4 ） 主要建設事業 下之郷六角堂線他配水管耐震化工事 3 千 7 5 5 万 5 千円

続きまして、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益2億5千363万6千円、第1項営業収益2億3千312万4千円、第2項営業外収益2千51万2千円。

支出でございます。

第1款水道事業費用2億2千299万3千円、第1項営業費用2億1千222万円、第2項営業外費用1千77万3千円。

資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3千356万2千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。

収入

第1款資本的収入4千75万5千円、第1項工事負担金3千583万円、第2項県補助金492万5千円。

支出

第1款資本的支出1億7千431万7千円、第1項建設改良費1億2千120万4千円、第2項企業債償還金5千258万1千円、第3項県補助金返還金53万2千円。

一時借入金

第5条 一時借入金の限度額は、300万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会への議決を経なければ流用することのできない経費

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2千53万円

(2) 交際費1万円

たな卸資産購入限度額

第8条 たな卸資産の購入限度額は、112万3千円と定める。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

次に、6ページ、7ページをお開きください。

令和2年度清須市水道事業会計実施計画

主な項目につきましてご説明を申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出

収入についてご説明をいたします。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、予定額2億3千312万4千円は、第1目給水収益から第3目その他営業収益までで、水道料金支障移転工事費などがございます。

第2項営業外収益、予定額2千51万2千円は、第1目受取利息及び配当金から第5目その他会計補助金までで、長期前受金戻入などがございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、予定額2億1千222万円は、第1目原水及び浄水費から第7目その他営業費用まで県水の受水費、配水に係る費用、支障移転費、職員給与、減価償却費などがございます。

第2項営業外費用、予定額1千77万3千円は、第1目支払利息から第3目消費税までで、企業債の利息などがございます。

次に、7ページをごらんください。

(2) 資本的収入及び支出

収入についてご説明を申し上げます。

第1款資本的収入、第1項工事負担金、予定額3千583万円は、給水申し込みに伴う工事負担金でございます。

第2項県補助金、予定額492万5千円は、配水管の耐震化補助金でございます。

次に、支出についてご説明を申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額1億2千120万4千円は、第1目配水設備工事費から第3目メーター費までで、給水申し込みによる工事費、耐震化工事費などがございます。

第2項企業債償還金、予定額5千258万1千円、第3項県補助金返還金、予定額53万2千円は、県補助金返還金でございます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、別冊の令和2年度下水道事業会計予算の2ページ、3ページをお願いいたします。

議案第6号

令和2年度清須市下水道事業会計予算

総則

第1条 令和2年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 普及人口2万2千285人
- (2) 水洗化人口1万5千300人
- (3) 年間総処理水量118万9千 m^3
- (4) 1日平均処理水量3千258 m^3
- (5) 主要な建設改良事業費

汚水管渠整備事業8億5千707万1千円

土田排水区雨水管渠整備事業といたしまして1億8千765万5千円

水場川右岸排水区雨水管渠整備事業といたしまして2千30万6千円

堀江ポンプ場ストックマネジメント事業といたしまして1億500万円

豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業といたしまして2億7千140万円

西清洲ポンプ場整備事業といたしまして3千175万7千円

でございます。

続きまして、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益17億2千628万4千円、第1項営業収益6億9千436万1千円、第2項営業外収益10億3千192万円、第3項特別利益3千円。

支出

第1款下水道事業費用16億5千553万7千円、第1項営業費用14億8千173万5千円、第2項営業外費用1億7千279万7千円、第3項特別損失5千円、第4項予備費といたしまして100万円。

3 ページをごらんください。

資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億1千395万2千円は、過年度分損益勘定留保資金5億1千141万9千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額253万3千円で補填するものとする。

収入

第1款資本的収入15億4千509万1千円、第1項企業債7億8千360万円、第2項他会計出資金1億164万5千円、第3項他会計補助金5千397万6千円、第4項国庫補助金5億4千940万円、第5項工事負担金5千646万8千円、第6項固定資産売却代金1千円、第7項その他資本的収入1千円でございます。

支出

第1款資本的支出20億5千904万3千円、第1項建設改良費16億5千861万9千円、第2項固定資産購入費28万2千円、第3項企業債償還金3億8千370万9千円、第4項その他資本的支出1千643万3千円。

企業債

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業については、限度額は6億8千680万円、起債の方法は普通貸借または証券発行とし、利率は4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とし、償還方法は、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができる。

流域下水道事業については、限度額は9千680万円、起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道と同じでございます。

4 ページをごらんください。

一時借入金

第6条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6千778万8千円

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

次に、6ページ、7ページをお開きください。

令和2年度清須市下水道事業会計予算実施計画

主な項目につきましてご説明をいたします。

(1) 収益的収入及び支出

収入についてご説明を申し上げます。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、予定額6億9千436万1千円は、第1目下水道使用料から第4目その他営業収益までで、下水道使用料、雨水ポンプ場維持管理負担金などでございます。

第2項営業外収益、予定額は10億3千192万円は、第1目受取利息及び配当金から第7目雑収益までで、一般会計負担金、長期前受金戻入などでございます。

第3項特別利益、予定額3千円は、第1目固定資産売却益から第3目その他特別利益まででございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、予定額14億8千173万5千円は、第1目管渠費から第10目その他営業費用までで、雨水ポンプ場の維持管理費、職員給与、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などでございます。

第2項営業外費用、予定額は1億7千279万7千円は、第1目支払利息から第3目雑支出までで、企業債の利息などでございます。

第3項特別損失、予定額5千円は、第1目固定資産売却損から7ページをごらんください。第5目その他特別損失まででございます。

第4項予備費、第1目予備費100万円は、項目のみでございます。

(2) 資本的収入及び支出

収入についてご説明を申し上げます。

第1款資本的収入、第1項企業債、予定額7億8千360万円は、第1目企業債で、公共下水道・流域下水道事業債でございます。

第2項他会計出資金、予定額1億164万5千円は、第1目他会計出資金で、一般会計出資金でございます。

第3項他会計補助金、予定額5千397万6千円は、第1目他会計補助金で、一般会計補助金でございます。

第4項国庫補助金、予定額5億4千940万円は、第1目下水道事業費国庫補助金でございます。

第5項工事負担金、予定額5千646万8千円は、第1目工事負担金で、受益者負担金などがございます。

第6項固定資産売却代金、第1目固定資産売却代金1千円は、項目のみでございます。

第7項その他資本的収入、第1目その他資本的収入1千円についても、項目のみでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額16億5千861万9千円は、第1目管渠建設改良費から第4目流域下水道建設負担金までで、汚水管渠整備、雨水ポンプ場整備、流域下水道建設負担金などがございます。

第2項固定資産購入費、予定額28万2千円は、第1目資機材の購入費など、有形固定資産購入費でございます。

第3項企業債償還金、予定額3億8千370万9千円は、第1目企業債償還金でございます。

第4項その他資本的支出、予定額1千643万3千円は、第1目その他資本的支出で、小場塚幹線整備事業立替金償還費でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第11、議案第7号 清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第12、議案第8号 清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案の2案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

宮崎企画部長。

< 企画部長（宮崎 稔君）登壇 >

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の1ページをお開きください。

議案第7号について説明いたします。

議案第7号

清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に係る規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

第2条に、第2といたしまして、地方公務員法第22条の2第1項の規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるという1項を追加するものでございます。

附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第8号について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

議案第8号

清須市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、給料を支給される会計年度任用職員の補償基礎額に係る規定を追加する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、4ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

第5条に第5号としまして、給料を支給される職員、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が市長と協議して定める額という1号を追加するものでございます。

附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第13、議案第9号 清須市印鑑条例の一部を改正する条例案、日程第14、議案第10号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案及び日程第10、議案第11号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の3案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。

提出案件の5ページをお願いいたします。

議案第9号

清須市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、印鑑の登録資格等を見直す必要があるからです。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

主な改正内容をご説明いたします。

第2条の改正内容は、成年被後見人に係る欠格事項を見直すもので、印鑑の登録資格がないものの規定について、成年被後見人を意思能力を有しないものといたします。

第11条の改正内容は、印鑑の登録資格の見直しにあわせ、登録抹消事由から成年被後見人となったときを削除するものでございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、提出案件の7ページをお願いいたします。

議案第10号

清須市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部改正による住民票の除票の写し等の交付制度の明確化に伴い、手数料の名称等を整備する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

主な改正内容をご説明いたします。

別表第7に除票写し交付手数料、戸籍附票除票写し交付手数料及び除票記載事項証明書交付手数料の規定を新たに追加するものでございます。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

続きまして、提出案件の11ページをお願いいたします。

議案第11号

清須市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、将来にわたって安定

した国民健康保険の運営を継続していくため、税率を改定する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、12ページをお願いいたします。

保険税率全体の改定率は2.34%の増となりますが、固定資産に係る資産割については7.05%引き下げております。主な内容をご説明いたします。

上段の第3条から第5条の2までの改正内容は、医療給付費分の税率のうち所得割は100分の5.81、資産割は100分の13.50、被保険者均等割額は2万1千600円、世帯別平等割額は1万8千600円に改めるものでございます。

第6条から第7条の3までの改正内容は、後期高齢者支援金分の税率のうち所得割額は100分の1.73、資産割は100分の4.99、被保険者均等割額は7千900円、世帯別平等割額は6千500円に改めるものでございます。

第8条から第9条の3までの改正内容は、介護納付金分の税率のうち所得割額は100分の1.56、資産割は100分の2.64、被保険者均等割額は8千500円、世帯別平等割額は5千400円に改めるものでございます。

第23条の改正内容は、7割、5割、2割の軽減措置について、納税者の方が不利益とならないよう、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減額を引き上げるもので、第1号は7割軽減の場合、第2号は5割軽減の場合、第3号は2割軽減の場合の改正でございます。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第16、議案第12号 清須市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案、日程第17、議案第13号 清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案、日程第18、議案第14号 清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第15号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の4案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしく願いいたします。

それでは、提出案件の15ページをお願いいたします。

議案第12号

清須市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案件を提出するのは、性的少数者に配慮するため、申請書等の性別欄を削除する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

第1号様式、外国人高齢者福祉手当受給資格認定申請書及び第2号様式、外国人高齢者福祉手当受給資格認定、不認定通知書の性別欄を削除するもので、令和2年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

続きまして、提出案件の17ページをお願いいたします。

議案第13号

清須市保育所設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市公立保育所・幼稚園整備ガイドライン及び子ども・子育て審議会の検討結果を踏まえ、清須市一場保育園を廃止するため必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

一場保育園の民営化に伴い、別表中、清須市一場保育園の項を削るもので、令和2年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

続きまして、提出案件の19ページをお願いいたします。

議案第14号

清須市児童館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市西枇杷島児童館の名称及び位置を変更するため、必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、20ページをお願いします。

主な内容を説明いたします。

西枇杷島児童館を建設、移転することに伴い、名称を「清須市西枇杷島児童館」から「清須市西枇杷島児童センター」に、また、位置を「清須市西枇杷島町大野37番地1」から「清須市西枇杷島町砂入46番地」に改めるもので、令和2年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

続きまして、提出案件の21ページをお願いいたします。

議案第15号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設を確保しないことができる経過措置を延長する等のため、規定を整備する必要があるからです。

ページを1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、第7条及び第46条関係で、家庭的保育事業者等による連携施設の確保の特例を及び第17条関係では、居宅で保育を提供す

る家庭的保育事業者による食事の提供の特例を加え、第29条及び第44条関係では、建築基準法施行令の一部改正による避難設備の規定を改正し、第30条、第32条、第45条及び第48条では、小規模保育事業所等に係る保育士の算定に従前の保健師または看護師に加え准看護師を追加するとともに、附則で、食事の提供・連携施設確保の経過措置の延長及び保育事業所の職員配置に係る特例を新たに追加するものです。

今回の改正につきましては、国の基準の一部改正に沿った改正で、いずれも従うべき基準、参酌すべき基準の改正によるものであり、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第20、議案第16号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の27ページをお開きください。

議案第16号

清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金に付す利子の利率を見直す必要があるからです。

1枚はねていただきまして、28ページをお開きください。

今回、清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例案につきましては、土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金利子を見直す必要があるためでございます。

主な改正内容をご説明申し上げます。

清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例の第25条第2項中、年6%を法定利率に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日より施行する。

以上で説明を終わります。

次に、日程第21、議案第17号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、教育部長より内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出案件の29ページをお願いします。

議案第17号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、個人番号の利用事務から私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に係る事務を削除する必要があるからです。

はねていただきまして、30ページをお願いします。

主な改正内容をご説明します。

令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されたことにより、別表第1及び別表第3中の私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務などの文言を削除するものです。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第22、議案第18号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案について、監査委員事務局長より内容の説明を求めます。

< 監査委員事務局長（三輪 晃司君）登壇 >

監査委員事務局長（三輪 晃司君）

監査委員事務局長の三輪でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の31ページをお願いいたします。

議案第18号

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、32ページをお願いいたします。

主な説明をさせていただきます。

清須市監査委員条例、清須市水道事業の設置に関する条例及び清須市下水道設置に関する条例において引用している地方自治法が一部改正されたことにより、条項ずれを整理するもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第23、議案第19号 損害賠償の額を定め、和解することについて、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の33ページをお願いいたします。

議案第19号

損害賠償の額を定め、和解することについて

損害賠償請求事件に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

記といたしまして、1. 相手方 女性及びその子、2. 事件概要 平成30年6月26日に児童手当現況届（以下「現況届と言う。」）の送付状況を調査及び確認したところ、住民基本台帳事務における支援措置の申し出をした相手方である女性及びその子に係る現況届を当該支援措置における加害者に誤って送付していたことが発覚し、相手方である女性及びその子が転居することとなった。3. 和解条項 別紙参照。

ページを1枚はねていただきまして、34ページをお願いします。

別紙 和解条項

1. 本件は、清須市（以下「甲と言う。」）が支援措置申出者の児童の住所が記載された児童手当現況届を誤送付したことにより起きた事故であり、これにより相手方（以下「乙と言う。」）が転居する必要が生じたことについて、甲としても職員一同、その結果を重く受けとめ、真摯にお詫びするものである。

2. 甲は乙に対し、本件賠償金として77万1千27円の支払義務があることを認め、乙が指定する乙名義の金融機関口座に振り込み送金して支払う。

振込手数料は、甲の負担とする。

3. 甲は、和解合意書締結の日から30日以内に乙に賠償金を支払うものとする。

4. 乙は、その余の請求を放棄する。

5. 甲と乙の間には、本和解条項に定める他、一切の債権債務関係が存しないことを相互に確認する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第24、議案第20号 市道路線の認定について、建設部長より内容の説明を求めます。

永淵建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

提出案件の35ページをお開きください。

議案第20号

市道路線の認定について

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線の認定をすることについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、現況道路として利用されている部分を適正に管理するため、市道路線の認定をする必要があるからです。

別添の議案第20号 市道路線認定調書及び図面の表紙を1枚はねていただきますと、今回認定いたします路線が掲載されております。

認定路線といたしまして、路線番号2357、清洲茶木山1号線から路線番号3461、上条南丁2号線の4路線でございます。

1枚はねていただきまして、認定路線位置概要図、続いて、詳細図1、2でございます。

主な内容といたしましては、あま市との行政界に位置する路線番号3460、3461について、清須市内のみを認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（久野 茂君）

次に、日程第25、議案第21号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第7号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、別冊の令和元年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページをお開きく

ださい。

議案第 21 号

令和元年度清須市一般会計補正予算（第 7 号）

令和元年度清須市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 4 千 8 1 5 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 8 億 5 千 4 4 6 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2 ページをおめくりください。

歳入歳出の主な内容のご説明をいたします。

まず、歳入です。

第 2 款地方譲与税から第 1 3 款使用料及び手数料は、令和元年度実績見込みを勘案し、補正計上いたしました。

第 1 4 款国庫支出金では、交付金の内定を受け、事業を前倒しする校舎長寿命化事業に関する学校施設環境改善交付金 2 億 1 千 6 4 5 万 8 千円や国の第 2 次補正予算を受け、各学校の ICT 環境整備に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 1 億 8 千万円の追加がある他、事業費の確定に伴う国庫支出金の増減などを精査した結果、1 億 7 千 4 9 9 万 7 千円の増額となっております。

第 1 5 款県支出金では、国民健康保険保険基盤安定負担金 8 2 7 万 7 千円の増額の他、事業費の確定に伴う県支出金の増減などを精査した結果、1 千 5 2 4 万 8 千円の減額となっております。

第16款財産収入では、各種基金利子で165万8千円の増額となっております。

第17款寄附金は、ふるさと寄附金を1千万円減額し、第18款繰入金は、財政調整基金5千236万9千円、義務教育施設整備基金3億2千500万円を取り崩し、増額となっております。続きまして、3ページをお願いします。

第20款諸収入では、事業費交付額の確定などに伴い、1千653万4千円の減額となっております。

第21款市債では、校舎長寿命化事業費とICT環境整備のため3億8千900万円の増額となっております。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳出です。

まず、補正といたしましては、各款にわたり執行額の精査に努めて、事業費の確定などによる減額をしております。

第2款総務費では、基金管理費でそれぞれ基金へ利子を積み増し、合わせて165万8千円を増額することといたしました。

第3款民生費では、給付費の増加により、障害者総合支援費、障害児通所支援費を合わせて2千203万3千円、施設型給付費の増加などにより児童福祉総務費を1千119万6千円増額することといたしました。

第4款衛生費では、ごみ収集処理費を1千38万5千円、浄化槽清掃費補助金1千372万9千円を増額することといたしました。

第7款商工費では、商工業振興資金融資信用保証料助成金を395万4千円増額することといたしました。

第10款教育費では、交付金の内定を受け、事業を前倒しする古城小学校と新川中学校の校舎長寿命化事業と国の第2次補正予算を受け、各学校のICT環境整備に係る整備費を合わせて12億1千585万6千円追加することといたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正は、第4款衛生費、第1項保健衛生費、市道西牧新田112号線等整備事業2億208万2千円から第10款教育費、第3項中学校費、春日中学校整備事業5千719万8千円までの20事業です。

市道西牧新田120号線等整備事業は、斎苑の造成工事の進捗の遅れに伴う施工調整について

不測の日数を要したため、また、プレミアム付商品券発行事務と同発行事業は清算事務の不測の日数を要したことにより、船舩橋整備事業は資材の入手難により、白弓橋整備事業は公安委員会との協議に不測の日数を要したことにより、新清洲駅北土地地区画整理事業、西市場廻間線等整備事業、下本町丸之内駅線等整備事業は関係機関との協議、あるいは地権者等との交渉に不測の日数を要したことにより、さらに、西枇杷島小学校整備事業から春日中学校整備事業は国の第2次補正予算等に対して事業効果の早期実現を図るため、今回の補正予算に計上した事業であります。

各事業とも年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許補正をするものです。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正では、夢広場はるひ管理業務指定管理者委託事業と新川地域文化広場管理業務指定管理者委託事業で、期間が令和元年度から令和6年度まで限度額がそれぞれ7億185万5千円と2億8千590万円とするもので、指定管理者との委託契約に係るものです。

7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正では、小学校整備事業と中学校整備事業について限度額をそれぞれ2億300万円と1億8千600万円として追加するものです。

令和元年度一般会計補正予算は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第26、議案第22号 令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。よろしくをお願いいたします。

補正予算書及び説明書の43ページをお願いいたします。

議案第22号

令和元年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和元年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千622万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8千922万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、44ページをお願いいたします。

歳入をご説明いたします。

第1款国民健康保険税は、税の軽減対象の増加により1千103万7千円を減額し、補正後は13億1千390万2千円となります。

4款県支出金は、保険給付費等交付金を8千622万8千円増額し、補正後は39億5千98万3千円となります。

第6款繰入金は、保険基盤安定繰入金を1千103万7千円増額し、補正後は7億3千347万8千円となります。

右側45ページをお願いいたします。

歳出をご説明いたします。

2款保険給付費は、医療費の増加により8千622万8千円を増額し、補正後は39億5千740万5千円となります。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、日程第27、議案第23号 令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

河口健康福祉部長。

< 健康福祉部長（河口 直彦君）登壇 >

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、補正予算書及び説明書の55ページをお願いいたします。

議案第23号

令和元年度清須市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6千151万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月26日提出

清須市長 永田純夫

それでは、56ページをお願いいたします。

歳入をご説明いたします。

第6款財産収入、補正額5万6千円の増で、介護給付費準備基金の預金利子でございます。

57ページをお願いします。

歳出をご説明いたします。

第4款の基金積立金、補正額5万6千円の増で、準備基金の預金利子を基金に積み立てるもの
でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、3月2日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

（ 時に午前11時49分 散会 ）